

生活支援体制整備の進捗状況

平成29年度第1回松戸市高齢者保健福祉推進会議

平成29年7月19日（水）

1. 制度

生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)

被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防、又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備、その他これらを促進する事業

地域支援事業実施要綱 包括的支援事業

- 目的 : 社会福祉協議会、地縁組織、民生委員、法人・企業、協同組合等、生活支援サービスを担う実施主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする
- 実施内容
 - ア 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置
多様な主体の多様な取り組みのコーディネートを実施(地域資源の発掘、ネットワーク構築、ニーズと取り組みのマッチング)
 - イ 協議体の設置
生活支援コーディネーターと多様な主体間の情報共有・連携強化の場を設置するにより、連携・協働による体制整備の推進を図る

生活支援とは、一般的に見守り、安否確認、外出支援、社会参加支援、日常的な困りごと支援等、主に社会保障制度外で提供される家事援助以外の生活上の支援のこと

2. 経過

	高齢者を支え合う地域づくり協議体		生活支援CO
	市域	生活圏域	市域
27.10 27.12.24	委員委嘱 地域ニーズについて		1人(市職員)
28.5.30	28.1~5 作業部会 作業部会の提案と今後の方向性について		
28.8.22	地域への勉強会の提案 (さわやか福祉財団講演)		
28.10~ 11		さわやか福祉財団の勉強会を開催(市内4会場111人参加)	研修参加 市職員5人 (市社協2人)
29.1~3		活動意欲が高い人が多い3地区(明第1、新松戸、五香松飛台)の勉強会開催	
29.3.10	生活圏域勉強会進捗報告と平成29年度の方向性	↓	

3. 現状

- 3か所の生活圏域では、毎月1回継続的に勉強会を開催中
- 毎回、市、市社協、地域包括支援センターの職員が参加
- 主に参加者を増やししながら、地域情報の共有を実施している

参加者内訳	明第1	新松戸	五香松飛台
地区社協	○	○	○
民生委員	○	○	なし
民生委員OB 健康推進員OB等	○	○	○
町会自治会	○	○	○
高齢者支援連絡会	組織がない	○	○
NPO法人	なし	○	なし
施設職員	なし	○	なし

4. 今後の展開

…… 生活圏域毎に……

- つなぐ人(生活支援コーディネーター)の配置により地域づくりを推進
- 既存活動も含め、話し合う場(協議体)の設置



- ① 日本老年学的評価研究(JAGES)の地域診断を活用した現状認識
- ② 地域づくりの推進(既存活動+元気応援くらぶ等)
- ③ 地域の活躍の場の提供(松戸プロジェクト等)